

議案第104号

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

[改正理由]

建築基準法が一部改正され、特殊建築物等に係る構造及び耐火に関する規制が緩和されたことに伴い、これに準じた基準の整備を行う等のため改正する。

[内 容]

- 1 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化（第15条、第24条、第33条、第34条、第36条、第37条、第42条、第47条、第54条及び第59条関係）

主要構造部を耐火構造等とすることとされていた耐火建築物について、主要構造部のうち火災時に損傷しても建築物の倒壊及び延焼に影響のない部分は、耐火構造等とすることを要しないこととする。

- 2 防火に関する規制に係る別棟みなし規定の新設（第20条、第22条、第42条及び第48条関係）

同一の防火に関する規制が適用されていた2以上の部分で構成されている建築物について、当該2以上の部分が火熱遮断壁等で区画されている場合には、その区画部分ごとに別の建築物とみなし、それぞれ防火に関する規制を適用することとする。

- 3 既存不適格建築物の増築等に対する制限の緩和（第56条関係）

既存不適格建築物の増築等に対する制限に関し、その増築等が既存部分の危険性を増大させない限りにおいて、当該建築物の既存部分に対する防火及び避難に関する規制を遡及適用しないこととする等の見直しを行うこととする。

- 4 建築基準法施行令の一部改正に伴う規定の整備（第59条関係）

建築基準法施行令の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

- 5 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

公布の日